

第2回 美郷町農業委員会議事録

開催年月日 令和2年2月28日

出席者	1. 菊池勇夫 2. 中野誠五 3. 甲斐奉文 4. 中田辰美 5. 森田正春 6. 林田寿利 7. 柳田隆喜 8. 田野敏広 9. 山口時義 10. 藤本政嗣 11. 黒木民徳 12. 藤田博文 13. 菊田正光 14. 竹田親吏
議事録署名人	4番 中田 辰美 委員 5 森田 正春 委員
開催時間	開会 AM 10:00 ~ 閉会
発言者	内 容
局長	<p>ご起立をお願いします。</p> <p>ただ今から、令和2年第2回美郷町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>お座りください。</p> <p>本日は、1番菊池勇夫委員より欠席届が出ております。ただ今の出席委員は13名であります。よって本日の総会は成立いたします。会長挨拶の後、美郷町農業委員会規則によりまして、会長が議長となり議事進行を行います。</p> <p>会長、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p><挨拶></p> <p>それでは日程表に従いまして、令和2年第2回総会を進行していきます。</p> <p>日程第1、本日の議事録署名委員の指名をいたします。4番中田辰美委員、5番森田正春委員、よろしくお願ひします。</p> <p>続いて日程第2、会期の日程は本日1日といたしますがよろしいですか。</p> <p><異議なし></p> <p>異議なしと認め、会期は本日1日と決定します。</p> <p>それでは日程第3、議案審議に移ります。</p> <p>議案第7号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の提案理由説明を求めます。</p>
局長	<p>2ページをお開きください。議案第7号、農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定による所有権移転及び賃貸借の許可申請があった</p>

ので、承認を求める。令和2年2月28日提出、美郷町農業委員会会長 菊田正光。
次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号は10番から14番までの5
件となっております。詳細については担当よりご説明いたします。

事務局員

4ページをお開きください。受付番号は10番です。申請人の譲受人が、美郷町
北郷入下の86歳の方。譲渡人が、美郷町北郷入下の45歳の方です。申請地は、
北郷入下字落水、田1筆、1,186㎡であります。申請理由は、交換による所有権移
転。利用計画は飼料作物になります。契約内容は、申請書明細のとおりでありま
す。譲受人の経営ですが、自作地・借入地あわせて13,585㎡。家畜はありません。
家族総数2名の労力1名になります。5ページが地籍集成図になります。本案件
は、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上で
す。

議長

本案件については、申請理由が交換となっており、関係する案件が基盤強化法
で出てきておりますので、同時に説明をお願いします。

事務局員

43ページをお開きください。交換についての内容の説明をいたします。申請人
は同じで、北郷入下字平田、田2筆、3,114㎡が交換案件として出ております。面
積の差がありますが、農地で無い土地も含めての交換ということで折り合いがあ
つております。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

柳田委員

7番、柳田です。ただ今の事務局の説明のとおり面積に差がありますが、3条案
件の申請地の奥に譲受人所有の山林があり、自身の山林を有効に活用する為の交
換になります。また譲受人は高齢のため、農業を縮小している状態です。面積な
ど申請人同士で協議した結果の交換になりますので、ご審議よろしくお願いま
す。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号10番について質疑のある方
は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号10番に賛成に方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。
続きまして、受付番号11番の説明をお願いします。

事務局員	<p>6 ページをお開きください。受付番号は 11 番です。申請人の譲受人が、美郷町北郷黒木の 68 歳の方。譲渡人が、美郷町北郷黒木の 81 歳の方です。申請地は、北郷黒木字深田ノ原、田 1 筆、1,119 m²になります。申請理由は、売買による所有権移転。利用計画は水稻となっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地のみ 2,439 m²。家畜はありません。家族総数は 3 名の労力 2 名になります。7 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。</p>
議長	<p>地区担当委員の説明をお願いします。 ここで、暫時休憩とします。</p> <p><休憩></p> <p>それでは休憩を解いて本会議に戻ります。</p>
柳田委員	<p>7 番、柳田です。地区担当は菊池勇夫委員になりますが、欠席のため代わりに説明いたします。事務局の説明のとおりで問題は無いと思われませんが、詳細については説明できません。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>詳細説明が出来ないということですが、委員の皆様のご意見をお伺いいたします。このまま議事進行してもよろしいですか。</p>
中田委員	<p>いいですか。</p>
議長	<p>どうぞ。</p>
中田委員	<p>4 番、中田です。先程の柳田委員の説明で、何も問題はないということなのでこのまま通していいのではないのでしょうか。</p>
議長	<p>議事進行しても良いという意見ですが、他にありませんか。</p>
林田委員	<p>はい。</p>
議長	<p>どうぞ。</p>
林田委員	<p>6 番、林田です。先程の中田委員の意見に賛成ですが、今後このようなことが無いように、事務局のほうからも申請者の方に指示していただくようお願いします。</p>

議長

他にありませんか。林田委員の意見のとおり、農業委員会が確認しての審議です。事務局よろしくお願ひします。

それではこのまま進行していきますが、受付番号 11 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 11 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 12 番の説明をお願いします。

事務局員

8 ページをお開きください。受付番号は 12 番です。申請人の譲受人が、美郷町南郷水清谷の 59 歳の方。譲渡人が、美郷町南郷水清谷の 80 歳の方です。申請地は、南郷水清谷字中ノ瀬、田 3 筆、2,172 m²になります。申請理由は、賃借権の設定。利用計画は水稻となっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地・借入地あわせて 16,392 m²。家畜はありません。家族総数は 1 名の労力 1 名になります。9 ページが地籍集成図です。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考へます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

藤田委員

12 番、藤田です。譲渡人は高齢のため自身の耕作面積を減らしており、親戚である譲受人に預けることにしたそうです。譲受人は、この地区の農業の担い手であり大変まじめに農業に取り組んでいる方です。ご審議の程よろしくお願ひします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 12 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 12 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、受付番号 13 番の説明をお願いします。

事務局員

10 ページをお開きください。受付番号は 13 番です。申請人の譲受人が、美郷町南郷神門の 69 歳の方。譲渡人が、美郷町南郷神門の 52 歳の方です。申請地は、南郷神門字小路前田、田 4 筆、2,973 m²になります。申請理由は、賃借権の設定。利用計画は水稻となっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地のみ 2,762 m²。家畜はありません。家族総数は 2 名の労力 2 名となっております。11 ページが地籍集成図です。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

山口委員

9 番、山口です。譲渡人は 1 人暮らしであり、農地は所有していますがすべて人に頼んで耕作してもらっています。申請地を今まで作っていた方が昨年末に亡くなってしまった為、作ってくれる人を探していたところ、譲受人が引き受けてくれることになったそうです。農業機械も一通り持っていますし、近くに息子夫婦も住んでおります。何の問題もありません。ご審議よろしくをお願いします。

議長

ここで暫時休憩とします。

<休憩>

それでは休憩を解いて本会議に戻します。

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 13 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

中田委員

はい。

議長

どうぞ。

中田委員

4 番、中田です。譲渡人は農業はしないのですか。

田野委員

8 番、田野です。昨年、土方作業中に腰を痛めてしまって、無理な仕事は出来ない状態です。元々父親の代から農地は他人に預けておりましたし、農業は手伝いぐらいしかやったことが無いような人です。以上です。

議長

中田委員、よろしいですか。

中田委員

はい。

議長

他にありませんか。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 13 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。
続きまして、受付番号 14 番の説明をお願いします。

事務局員

12 ページをお開きください。受付番号は 14 番です。申請人の譲受人が、美郷町北郷宇納間の 72 歳の方。譲渡人が、門川町の 49 歳の方です。申請地は、北郷宇納間字甲田、田 2 筆、1,624 m²になります。申請理由は、賃借権の設定。利用計画は水稻となっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地・借入地あわせて 34,767 m²。家畜は牛を 32 頭飼養しています。家族総数は 2 名の労力 2 名となります。13 ページが地籍集成図になります。申請地は元々別の方と賃貸借契約を結んでいたんですが、譲受人との契約にあたり合意解約書の提出があります。後ほど報告させていただきます。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

藤本委員

10 番、藤本です。譲受人は、北郷では 2 番目に大きい畜産農家です。譲渡人は町外に住んでおり両親もすでにいない為、管理を人に任せていたんですが、今回解約して譲受人に頼むことになったそうです。ご審議の程よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 14 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 14 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。
続きまして、議案第 8 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長	<p>14 ページをお開きください。議案第 8 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について。農地法第 4 条の規定による農地転用の許可申請があったので、承認を求める。令和 2 年 2 月 28 日提出、美郷町農業委員会会長 菊田正光。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号 15 番と 16 番の 2 件となります。詳細は担当よりご説明いたします。</p>
事務局員	<p>16 ページをお開きください。受付番号は 15 番です。申請人が、美郷町北郷宇納間の 34 歳の方です。申請地は、北郷宇納間字椀木、田 1 筆、1,094 m²になります。申請の理由は、現家屋が土砂災害特別警戒区域に指定されたため、近くに父の住宅を含めて家屋を 2 棟建築するためとなります。転用後の用途は宅地。転用の時期は、令和 2 年 4 月 1 日から、令和 3 年 3 月 31 日完了予定となっております。17 ページが地籍集成図、18 ～ 22 ページが各図面、23 ページが現況写真となっております。以上です。</p>
議長	<p>地区担当委員の説明をお願いします。</p>
藤本委員	<p>10 番、藤本です。申請人は役場職員であります。現在住んでいる家のすぐ後ろが急傾斜であり、特別警戒区域に指定されたため、前から土地を探していました。昨年購入した申請地に、両親の家と自分たちの家 2 棟建てる計画で今回の申請となりました。ご審議の程よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので審議に入りますが、事務局、隣接同意の報告をお願いします。</p>
事務局員	<p>書類は添付しておりませんが、隣接農地の同意書は提出されております。</p>
議長	<p>わかりました。それでは受付番号 15 番について質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので採決に移ります。受付番号 15 番に賛成の方の挙手を求めます。</p> <p><全員、挙手></p> <p>ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 16 番の説明をお願いします。</p>
事務局員	<p>24 ページをお開きください。受付番号は 16 番です。申請人が、日向市の 62 歳の方。申請地は、北郷宇納間字尾戸、田 2 筆、1,058 m²になります。申請の理由は、</p>

田として耕作することが困難なため、杉を植林するとのこと。転用後の用途は山林。転用の時期は、令和2年4月1日から、令和2年4月30日完了予定となっております。25 ページが地籍集成図、26 ページが近隣の方からの同意書、27 ページが植林計画図、28～30 ページが現況写真になります。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

藤本委員

10 番、藤本です。申請人の母親はこの尾戸地区に住んでいますが、本人は仕事の関係で日向市に住んでおり、親戚の方に農地の管理を任せていたそうです。日照権の問題なども近隣の方に確認しましたが、同意書のとおりで間違いはないということでした。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 16 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

中野委員

はい。

議長

どうぞ。

中野委員

2 番、中野です。同意が取れているので問題ないと思いますが、写真を見ると耕作条件のよさそうな農地のようですが、他の利用度はないか検討したことはないのでしょうか。

藤本委員

この尾戸地区は前回も転用申請があったところ。写真では耕作条件がよさそうですが、道が狭くトラクターの運転も危ういような場所があります。母親も管理してくれていた親戚も高齢で、申請人も仕事が忙しく農業に手が回らないということで、母親からの植林の要望だったようです。以上です。

議長

他にありませんか。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 16 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、議案第 9 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局の提案理由説明を求めます。

ここで一旦暫時休憩とします。

<休憩>

それでは休憩を解いて本会議を再開いたします。
事務局、説明をお願いします。

局長

31 ページをお開きください。議案第 9 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について。農地法第 5 条の規定による農地転用の許可申請があったので、承認を求める。令和 2 年 2 月 28 日提出、美郷町農業委員会会長 菊田正光。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号は 17 番の 1 件となっております。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

33 ページをお開きください。受付番号は 17 番です。申請人の譲受人が、日向市の方。譲渡人が、美郷町西郷田代、美郷町長になります。申請地は、北郷宇納間字汐、田 2 筆、697 m²になります。申請理由は、美郷町（旧北郷村）から借りている土地を購入するにあたり、その土地に倉庫が建っているための追認申請になります。転用後の用途は宅地。契約内容は、申請書明細のとおりであります。転用時期は平成 7 年頃になります。34 ページが地籍集成図、35 ページが始末書、36 ページが航空写真、37～38 ページが現況写真になります。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

藤本委員

10 番、藤本です。私としては、この土地が農地だったのかという認識しかありません。以上です。

議長

事務局、追加説明があればお願いします。

事務局員

追加説明いたします。申請地の左に隣接する土地は、北郷村時代に企業を誘致するため用意した土地です。実際企業が進出し建物を建てたんですが、現在は撤退し森林組合が借りているということです。反対側はすでに転用が終わって地元の建設会社が倉庫として使用しています。今回の申請地のみそのままになっていたということで総務課より報告がきております。以上です。

議長

他に説明がほしい方はいますか。

管内の町名義の再確認を願いとすることを附則に付けて、質疑なしということによろしいでしょうか。

事務局員

美郷町が所有している田畑は、地目的にはかなりあります。しかし道の拡張等は地目変更しておりません。現在建設課の測量班で確認作業を行っておりますが、建物等に関しては少しでも協議するように総務課には伝えたいと思います。

議長

台帳上の確認だけでも早急に行うようにお願いします。
それでは異議なしと認め採決に移ります。受付番号 17 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。
続きまして、議案第 10 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

39 ページをお開きください。議案第 10 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の提出があったので、承認を求める。令和 2 年 2 月 28 日提出、美郷町農業委員会会長 菊田正光。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号 18 ～ 21 番までの 4 件になります。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

41 ページをお開きください。農用地利用集積計画の所有権移転関係になります。受付番号は 18 番です。所有権の移転を受ける者が、美郷町西郷田代の 61 歳の方。所有権を移転する者が、日向市の 47 歳の方です。所有権を移転する土地は、西郷田代字中野口原、畑 1 筆、506 ㎡になります。所有権の移転に伴う事項は、申請書明細のとおりであります。移転を受ける者の経営状況ですが、自作地・小作地あわせて 80,600 ㎡。家族総数は 6 名の労力 3 名になります。42 ページが地籍集成図になります。本案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

中野委員

2 番、中野です。ただ今の事務局の説明のとおりです。申請人は親戚関係であります。所有権を移転する者は日向市で看護師をしており、農地の管理も出来ません。所有権移転後は飼料作物を作付するということです。何の問題もありません。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 18 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 18 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。
続きまして、受付番号 19 番の説明をお願いします。

事務局員

43 ページをお開きください。先程 3 条申請の交換案件とあわせて説明した件です。受付番号は 19 番です。所有権の移転を受ける者が、美郷町北郷入下の 45 歳の方。所有権を移転する者が、美郷町北郷入下の 86 歳の方です。所有権を移転する土地は、北郷入下字平田、田 2 筆、3,114 m²になります。所有権の移転に伴う事項は、申請書明細のとおりであります。移転を受ける者の経営状況ですが、自作地・小作地あわせて 49,161 m²。家族総数は 4 名の労力 4 名になります。44 ページが地籍集成図です。本案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

柳田委員

7 番、柳田です。3 条案件でも説明しましたが、所有権の移転を受ける者は、北郷でも大規模な畜産農家です。将来は申請地の周りの殆どを預かって、畜産業を営み耕作していきたいということです。以上です。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 19 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 19 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。
続きまして、受付番号 20 番の説明をお願いします。

事務局員

45 ページをお開きください。利用権設定関係になります。受付番号は 20 番です。利用権の設定を受ける者が、美郷町北郷宇納間の 55 歳の方。利用権を設定する者が、美郷町北郷宇納間の 84 歳の方です。利用権を設定する土地は、北郷宇納間字琵琶原、田 1 筆、2,822 m²になります。利用権の設定に伴う事項は、申請書明細のとおりであります。利用権の設定を受ける者の経営状況ですが、自作地・小作地あわせて 16,115 m²。家族総数は 4 名の労力 2 名になります。利用権設定区分は継続です。46 ページが地籍集成図になります。本案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているため、許可相当と考えます。以上です。

議長	地区担当委員の説明をお願いします。
藤本委員	10 番、藤本です。利用権の設定を受ける者は、長年ミニトマトの栽培をしており、今の土地を借りて 10 年以上になります。利用権を設定する者は高齢であり、体調もあまりよくないということです。すでにハウスが建っており、継続案件でするので問題ないと思われます。ご審議よろしくをお願いします。
議長	<p>説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 20 番について質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので採決に移ります。受付番号 20 番に賛成の方の挙手を求めます。</p> <p><全員、挙手></p> <p>ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 21 番の説明をお願いします。</p>
事務局員	47 ページをお開きください。受付番号は 21 番です。利用権の設定を受ける者が、美郷町北郷入下の 45 歳の方。利用権を設定する者が、美郷町北郷入下の 86 歳の方です。利用権を設定する土地は、北郷入下字山ノ下、田 1 筆、920 m ² になります。利用権の設定に伴う事項は、申請書明細のとおりであります。利用権の設定を受ける者の経営状況ですが、自作地・小作地あわせて 49,161 m ² 。家族総数は 4 名の労力 4 名。利用権設定区分は新規となります。48 ページが地籍集成図です。本案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているため、許可相当と考えます。以上です。
議長	地区担当委員の説明をお願いします。
柳田委員	7 番、柳田です。利用権の設定を受ける者は、先程から出てきている畜産農家です。利用権を設定する者は 86 歳と高齢で、農業に従事できないため預けることになったそうです。ご審議よろしくをお願いします。
議長	<p>説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 21 番について質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので採決に移ります。受付番号 21 番に賛成の方の挙手を求めます。</p>

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、報告第 2 号、農地の賃貸借合意解約書について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

49 ページをお開きください。報告第 2 号、農地の賃貸借合意解約書について。農地の賃貸借合意解約書の提出があったので報告する。令和 2 年 2 月 28 日提出、美郷町農業委員会会長 菊田正光。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

50 ページをお開きください。土地の所在は、北郷宇納間字甲田、田 2 筆になります。農地法第 3 条で平成 28 年 7 月 1 日より賃貸借契約がなされていましたが、他の方との賃貸借契約のため、合意解約となりました。以上です。

以上で本日の審議は終了しますが、案件の現地調査、及び委員への通知・相談を密にするため、本会議が遅延無く進行できるように事務局のほうもご協力お願いいたします。

事務局員

事務局としまして、申請にこられた方に農業委員の連絡先を記載した紙を渡したいのですが、ご意見を伺いたい。

議長

皆さん、いかがでしょうか。

山口委員

固定電話なら教えてもいいです。

議長

固定電話と、あと連絡時間等を決めて記載してもらおうと思います。皆さん、それでよろしいでしょうか。

<一同、了承>

現地調査の徹底を図っていきたいと思いますので、ご協力よろしく願いいたします。

事務局員

渡しても連絡しない方もいると思いますので、案件に担当地区がある場合には、委員の皆さんからも連絡を取っていただけるようお願いいたします。

議長

それではこれで、本日の議案の審議をすべて終了いたします

局長

ご起立をお願いいたします。

以上を持ちまして、令和 2 年第 2 回美郷町農業委員会総会を終了いたします。

一同、礼。

本会議の次第は議事録と相違ないことを証するためここに署名する。

美郷町農業委員会 会長 菊田 正光

美郷町農業委員会 委員 中田 辰美

美郷町農業委員会 委員 森田 正春

